



地域のために働くあなたを

**全力応援宣言！！**

# 『給振指定者限定 金利上乘せ定期積金』

取扱期間：令和3年6月1日(火)～令和4年5月31日(火)

店頭表示金利

**× 2倍**



©よりぞう

## 対象者

- ・当JAで給与振込を行っている方
- ・新たに当JAにて給与振込を行っていただける方

## 掛入金額

- ・1回あたり5,000円以上

## 掛込期間

- ・2年～5年

### ◎積立てプラン(例)◎

毎月の掛金	2年(24回)	3年(36回)	4年(48回)	5年(60回)
5千円	12万円	18万円	24万円	30万円
1万円	24万円	36万円	48万円	60万円
2万円	48万円	72万円	96万円	120万円
3万円	72万円	108万円	144万円	180万円
4万円	96万円	144万円	192万円	240万円
5万円	120万円	180万円	240万円	300万円

商品名（愛称）	●給振指定顧客専用定期積金
取扱期間	●令和3年6月1日（火）～令和4年5月31日（火）
販売対象	●当JAで給与振込を行っている方 ●新たに当JAにて給与振込を行っていただける方
払込方法等	●契約期間内で口座振替（普通貯金等からの自動振替による払込み）により掛金を分割して払込みいただきます。 ●定額式と目標式（初回で掛金を調整）の取扱いができます。 ●掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとなります。 ●預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ●1回あたり5,000円以上 ●1円単位
掛込期間	●2年以上5年以下
払戻方法	●約定の回数掛金の払込みが完了した場合、満期以後に一括して給付契約金を払い戻します。
適用金利	●契約時の約定利回り（店頭表示金利の2倍の利率）を満期日まで適用します。
税金	●令和19年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。
金利情報の入手方法	●金利はお近くの支店窓口でお問い合わせください。
付加できる特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	●やむを得ず中途解約された場合は、JA所定の中途解約利率が適用されます。
貯金保険制度（公的制度）	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置 および 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAの本支店、または信用部（電話：0554-20-8806）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。
	●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、弁護士会を利用できます。利用可能な弁護士会については当JA本支店またはJAバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	●適用金利は、金利情勢等により変更させていただく場合がございます。 ●店頭で「説明書」をご用意しております。